

お詫びと訂正

この度は、『新・社会福祉士養成課程対応 障害者への支援と障害者自立支援制度〔第2版〕』をお買い上げくださりまして、誠にありがとうございました。

恐れ入りますが、本書に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、以下の通りご訂正くださいますようお願い申し上げます。

■修正箇所

	＜該当箇所＞	＜正＞
p.86 1) 法の沿革 下から6行目	……に改め、障害者基本計画の策定を都道府県……	……に改め、障害者計画の策定を都道府県……
p.88 下から5行目	……けている。都道府県・市町村も国の基本方針に基づいた障害者基本計画を策定しなければならない。……分野別の施策の基本的方針として10の分野* ⁵ に……	……けている。都道府県・市町村も国の基本方針に基づいた障害者計画を策定しなければならない。……分野別の施策の基本的方針として11の分野* ⁵ に……
p.88 側注の*5	* 5 10の分野 ①生活支援、②保健・医療、③教育・文化芸術活動・スポーツ等、④雇用・就業、経済的自立の支援、⑤生活環境、⑥情報アクセシビリティ、⑦安全・安心、⑧差別の解消及び権利擁護の推進、⑨行政サービス等における配慮、⑩国際協力。	* 5 11の分野 ①安全・安心な生活環境の整備、②情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、③防災、防犯等の推進、④差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、⑤自立した生活の支援・意思決定支援の推進、⑥保健・医療の推進、⑦行政等における配慮の充実、⑧雇用・就業、経済的自立の支援、⑨教育の振興、⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興、⑪国際社会での協力・連携の推進。
p.94 上から12行目	……交付される。手帳には有効期限があり、原則として、児童相談所、または知的障害者更生相談所において2年ごとの判定を受けなければならない。	……交付される。手帳を発行する自治体ごとに異なる有効期限が定められており、原則として、児童相談所、または知的障害者更生相談所において再判定を受け、更新しなければならない。